

ID: 824

担当部署: 経済部 耕地林務課 管理係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>土地改良法 第96条の4</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和24年法律第195号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  準用規定法第53条の6第2項の規定による。                  (使用及び収益の停止)                  第53条の6                  2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>